

(3) その他(※)の提案(14件)

(※) 提案募集の対象外である提案及び提案団体から次回提案募集以降に具体的な支障事例が改めて示された場合等に調整の対象とする提案

整理 番号	管理 番号	団体名	重点募集 テーマ 「デジタル 化」の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 (対象外、今後検討・調整が必要な事項)
3	3	大府市	○	市町村職員が行う 所得税の確定申 告・市県民税の申 告の受付事務にお いて医療費の情報 をマイナンバーに よる情報連携によ り利用可能とする こと	市町村の窓口や申告会場に申告者が所得税の確定申告・市県民税の申告の相談に来られた際に、本人の同意のもと、本人がマイナポータル連携により取得できる医療費情報を、確定申告・申告の補助を行う市町村職員が使用するシステムに取り込むことを可能にし、当該医療費情報を使って所得税の確定申告書・市県民税の申告書を作成可能とすることを求める。	【現行制度について】 申告者本人はマイナポータル連携により医療費情報を取得して確定申告することができるが、市町村の窓口で所得税の確定申告・市県民税の申告を受け付ける市町村職員は、そのマイナポータルから隔絶された環境にあるシステムを使って申告書の作成を補助している。 【支障事例】 毎年所得税の確定申告や市県民税の申告の受付(確定申告書の作成の補助を含む。)を市町村の窓口で実施しているが、医療費控除の明細書の作成の補助や問合せの対応で大きく時間を取られている。医療費控除の明細書の作成項目が細かいことや確定申告の申告者によっては理解に時間がかかることもあり、窓口対応に時間を要している。 (参考) 当市で受付している所得税確定申告書・市県民税申告書:年間約4,000件(そのうち、医療費控除件数:約3,000件) 窓口での医療費控除の明細書の作成に関する対応時間:1件当たり約10分 【制度改正の必要性】 市町村の窓口で申告相談される方は、1年分の領収書をその申告会場において1件ずつ集計して医療費控除の明細書を作成しており、高齢の住民が多い中では、市町村職員の作成指導においても住民側においても大きな負担となっている。マイナポータルから隔絶された環境にあるシステムを使って、市町村で収集できる源泉徴収票や社会保険料等の情報を事前に取り込んで作成を補助している。これらの源泉徴収票情報等と同じように、マイナポータル上の医療費情報をダウンロードし、各種申告書の作成補助システムに取り込みを行うことで、市町村の事務負担も住民の医療費控除の明細書の作成負担も大きく軽減される。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため
11	11	関西広域連合	×	広域行政ブロック 単位の広域連合は 都道府県域を越え る広域ブロックの 行政を担うもので あることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国－都道府県－市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オーソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和と実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠かせないものと考える。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため
12	12	関西広域連合	×	広域連合制度にお ける国に移譲を要 請できる事務の範 囲の拡大及び具体 的な基準等の明確 化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大については、平成26年にも同様の提案があり、当時、関西広域連合からの意見聴取や関係府省と協議したものの閣議決定に至らず、本提案において、その後の情勢の変化や新たに議論すべき論点等が示されていない。また、具体的な基準等の明確化等についても、要請の際の具体的な手順が一定程度示されており、現行制度の支障事例等が具体的に示されておらず、改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため
13	13	関西広域連合	×	広域連合制度にお いて国の事務・権 限の移譲の実現を 図る「地方分権特 区(仮称)」及び「実 証実験要請権」の 導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲しながらない実情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 過去の当広域連合提案でも、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区(仮称)」のうち、1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため
88	88	特別区長会	○	認可地縁団体の印 鑑登録証明事務に おいて証明書の電 子申請を可能とす ること	認可地縁団体の印鑑登録証明事務において、電子による申請ができるよう見直しを求める。	認可地縁団体での事務において、告示事項変更の際は押印廃止に伴い、電子による申請を行うことができるが、印鑑登録証明書に関しては、「印鑑登録証明事務処理要領」(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知)に従い、書面による申請としているところ、申請方法が一貫しておらず、電子化の要望があった。	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため

111	111	舞鶴市	○	個人番号を利用する事務において利用することができる特定個人情報規則で定めることができることの明確化	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)」において、個人番号を利用することができる事務において利用することができる特定個人情報を条例で規定するよう示されているが、当該情報について、条例ではなく規則で定めることとして差し支えないかどうかについて、見解を示されたい。	個人番号の利用等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。))に基づき運用されており、本市においては、法に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定している。 個人番号の独自利用条例に係る参考資料として、デジタル庁から都道府県を通じ市区町村へ送付されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)」(以下「条例(案)」という。))の第4条第2項において、「別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。」と規定することが示されており、別表第2においては機関、事務、特定個人情報を定めることと示されている。 【現行制度における支障について】 現行の法の逐条解説の書籍には、庁内連携を行う事務及び当該事務に用いる特定個人情報については、事前に個人番号の利用目的及び利用範囲を明確にしておくことに加え、当該利用について個人番号を利用しない場合に本人同意のもとで情報を収集するのと同様に、住民の同意を得ておく必要があるとの理由から、長の規則ではなく条例において規定することが求められているとの解釈が示されているものもある。 一方、法第9条第2項では、個人番号を利用することができる事務については「条例において定める」こととされているが、当該事務において利用することができる特定個人情報については、「保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」とのみ規定されており、条例で定めるべき旨が明確に規定されていない。また、条例(案)についても、あくまで参考資料として示されているものであり、実際の条例改正については、各地方公共団体の状況も踏まえ、各地方公共団体において判断すべきものであると認識している。 その上で、特定個人情報の外部への提供については、現行の法においては、別表第二において、提供できる対象や特定個人情報が規定されているが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により法別表第二が削られ、提供できる特定個人情報については主務省令で定めることとなった。このように、外部への特定個人情報の提供に係る内容が、国会での審議が必要な法律ではなく省令で記載することが可能となるが、地方公共団体が行う特定個人情報の内部利用については地方議会での審議を要する条例への明記が求められるのか否かについては、依然として明確な判断材料がなく、適正な条例の制定について支障が出ている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため
123	123	志免町、大治町、柳川市	×	期日前投票所の設置期間について	期日前投票所の設置期間に関して、公職選挙法(以下「法」という。))第48条の2において読み替える法第39条において、「選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から」というのを、各選挙ごとに現行の運用に沿うかたちで「当該選挙の期日の○日前から」と改正していただきたい。	法第31条から第33条において、各選挙の公示又は告示について規定されており、それに関連して法第86条から第86条の4の立候補届出、法第169条及び第172条の2の選挙公報の発行等が公示又は告示日と同日になることで、入場券の送付や選挙公報の発行、ポスター掲示場の設置等各種準備に支障があるだけでなく、期日前投票の初日までに入場券や選挙公報が受け取れない等選挙人にも不都合が生じているため、公示又は告示日を現行より前倒ししたいと考えている。 それにより、第48条の2において読み替える法第39条の規定による期日前投票期間が延長される一方で、期日前投票は従前の不在者投票制度の考え方を踏襲したものであり、立候補届出後選挙運動を行ってから最後に投票を行うという当日投票を前提とした例外的なものであると考えている。 このことにより、現行と同様の期日前投票所の設置期間が妥当であると思われるため、法第31条から第33条により前もって公示又は告示を行った際でも、法の目的が達成されるように規定を改正するものである(「選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から」を「各選挙につき、次の各号の区分の日から」及び「1　…日前　2　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては4日前」等)。	制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため
124	124	志免町、大治町、柳川市	×	選挙運動期間について	選挙運動期間に関して、公職選挙法(以下「法」という。))第129条において、「…の規定による公職の候補者の届出のあった日から」というのを、各選挙ごとに現行の運用に沿うかたちで「当該選挙の期日の○日前から」と改正していただきたい。	法第31条から第33条において、各選挙の公示又は告示について規定されており、それに関連して法第86条から第86条の4の立候補届出、法第169条及び第172条の2の選挙公報の発行等が公示又は告示日と同日になることで、入場券の送付や選挙公報の発行、ポスター掲示場の設置等各種準備に支障があるだけでなく、期日前投票の初日までに入場券や選挙公報が受け取れない等選挙人にも不都合が生じているため、公示又は告示日を現行より前倒ししたいと考えている。 それにより、法第129条の規定による選挙運動期間が延長される一方で、法の目的である「選挙の公正、候補者間の平等の確保」のためには、当然ながら選挙運動の始期及び立候補届出の日それぞれについて、一定の基準日が必要であると思われる。 また、選挙運動費用の増加を避け、「お金のかからない選挙」を実現するのにも、法の目的の1つであるため、いたずらに選挙運動期間を設けるべきではないと思われる。 選挙期日の公示又は告示と選挙運動期間とは密接な関連があり、各選挙における選挙区等での選挙運動期間を勘案して当該公示又は告示日を規定しているわけで、選挙運動の期間をあまり長くすることのないように公示又は告示することはもちろんである。 これらのことにより、現行と同様の選挙運動期間が妥当であると思われるため、法第31条から第33条により前もって公示又は告示を行った際でも、法の目的が達成されるように規定を改正するものである(「それぞれ第86条…届出のあった日から」を「次の各号の区分の日から」及び「1　…日前　2　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては5日前」等)。	制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため
144	144	平塚市	×	障害福祉サービス等利用における所得区分算定時の厚生労働省独自の取扱いの廃止	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院)及び補装具・日常生活用具の利用者自己負担における所得区分算定時の厚生労働省独自の取扱い(※)を廃止し、市民税の税額に応じて所得区分を算定すること。 または、所得区分算定時の厚生労働省独自の取り扱いについて制度利用者向けに周知すること。 ※市民税の寄付金控除、住宅取得控除を障害福祉制度の所得区分算定時に加算する必要がある。	厚生労働省独自の取扱いに対応するため、税システム等の連携時に特別なレコードレイアウトが必要となり、税システムからのデータ送信、障害福祉システム側のデータ受信、所得区分算定処理等のシステム改修が必要となっている。 今後の障害福祉システム運用において、厚生労働省独自の取扱いが続く間、税システム及び福祉システムの更新の際に、継続して上記のシステム改修をする必要があり、改修後のテストでは、限定した対象のデータを抽出し、税システムとの連携、所得区分算定処理等が適正に実施されていることを確認する必要がある。 システム標準化に向けた調査報告書でも、機能要件の残課題として報告されている。 『寄付金控除、住宅取得控除等を加味した福祉制度独自の住民税所得割額再計算について、手動計算や一部システム計算など実施方法に差異がある。』(「地方自治体における情報システム標準化に関する調査研究事業報告書(令和3年3月)日本コンピュータ株式会社」4. 1. 検討結果から得られた考察(抜粋)(25ページ))	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため
220	220	須坂市	×	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、本市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)本市における保育所等の入所児童数　1,277人(H30)⇒1,416人(R5末) ※私立保育所及び認定こども園、小規模保育事業所の保育所部分の児童数を含む	制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため
222	222	千葉県、栃木県、館山市	×	特別支援教育就学奨励費における算定基準の明確化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定基準の明確化	【現行制度】 特別支援教育就学奨励費の経費の算定方法については、令和4年5月9日付け文部科学省通知「特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定方法について」により、自治体等の判断により定額支給が実施可能とされている。 定額支給をする場合は、これまで実費確認を行っていた場合の支給額を大きく上回るべきでないことに留意することとされている。 【支障事例】 現状の通知内容では、定額支給を行う場合の基準設定が、事業主体である都道府県や市町村に委ねられており、明確な基準がないことから、自治体間での公平性を担保できない。また、適切な金額設定の基準がないため、会計検査等の場で返還の対象となる恐れもあるなど、実際には定額支給を実施できない現状がある。 【支障の解決策】 交付要綱や通知により、定額支給の基準を明示する。	制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため

248	248	神戸市	×	個人の事業用資産 や法人の特定資産 の買換え等の課税 特例に係る自治体 における証明書発 行事務の廃止	個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え、市 街地再開発事業施行地域内への買換え等の課税の 特例を受ける際に必要となっている、資産の所在地 が既成市街地等内である旨を証する書類について、 市による証明事務を廃止し、国による証明や国等が 国土交通省ホームページ(国土情報ウェブマッピング システム等)で直接確認するなどの他の手法で代替 すること。	租税特別措置法37条第1項等の規定に基づき、個人の事業用資産や法人の特定資産の買換え等の課税の特例を受ける場合、同条第6項及び租税特別 措置法施行規則第18条の5第4項第3号イ等の規定により、市長が発行する「既成市街地等」内である旨の証明書が必要となる。 当市における「既成市街地等」とは、近畿圏整備法第2条第3項に規定する「既成都市区域」であり、この区域は国土交通省が定めた区域である。また、区 域内外の確認は国土交通省のホームページ(国土情報ウェブマッピングシステム等)で誰でも行うことができる。 証明書発行においても、国土交通省の指定した区域を当該システムで確認するだけである。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案で あり、提案募集の対象外と整理されたため
262	262	指定都市市 長会	×	障害者相談支援事 業の社会福祉法に おける位置づけの 見直し	障害者自立支援法の施行(平成18年10月1日)に伴 う社会福祉法改正により、市町村が行う障害者相談 支援事業は社会福祉法上の社会福祉事業には該当 せず、消費税の課税対象であるとされたが、同種の 相談支援を行う児童福祉分野における地域子育て 支援拠点事業や身体及び知的障害者の更生相談に 応ずる事業等については社会福祉事業の対象とさ れ非課税となっており、整合性が図られていない。 市町村が行う障害者に対する相談支援事業は、平 成12年の社会福祉法改正時に、社会福祉事業として 位置付けられており、当時から現在に至るまで事業 の性質は変わっていないため、第二種社会福祉事業 に位置付けることを提案する。	事業者からは、障害者相談支援事業が消費税課税事業となったことにより、消費税に係る会計事務負担が増加しており、当該事業を非課税事業とするよう 国に働きかけてほしいとの要望が出ている。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案で あり、提案募集の対象外と整理されたため
275	275	福岡県、福 島県、九州 地方知事会	×	宗教法人法への暴 力団排除規定を追 加すること	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経 過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することがで きよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団 排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1) 役員のうちに暴力団員等に該当する者があるも の (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの を規定すること。(※「公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律」第6条と同内容) 【改正案2】 (1) 宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力 団員等」を追加すること (2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団 員等がその事業活動を支配するもの」を追加するこ と	【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切 な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止すること ができない。 国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対しての対 応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対しての対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができる一方で、「単に暴力団等が関与してい るという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。 【具体的な支障事例】 (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教 法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 (2) 宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた 場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。 別添5に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、認証拒否することができな かった。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている限りは、特段の対応ができない状況である。 別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があったが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続 きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかった。 なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行うなど、不活 動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあった場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求は行うこと ができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行う等 しない限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。 また、令和5年12月に文化庁宗務課から示された不活動宗教法人対策マニュアルで、「特に役員については、反社会的勢力関係者との関係には留意が必要 であり、(略)必要に応じて反社会的勢力関係者でないか警察の照会を行う等の対応をとることが必要である。」と記載がある。同マニュアルを踏まえ、令 和6年1月23日付けで福岡県警察に役員の情報提供(暴力団照会)を依頼したところ、暴力団員を排除する規定がないことから、受理できないと回答があ り、暴力団員が含まれるのか把握することができない状況。(同マニュアルを根拠規定にすることは不可)(別添7、8) その他、別添4の事例の宗教法人は、近年不活動状態に陥ったが、法人関係者から活動再開の意向が示されたことから、所轄庁において、暴力団照会を 行ったが、同様の理由で受理できないと回答があり、事務の支障に直面している。 (3) 法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難であ る。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管 法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。 【新たな社会情勢の変化等】 当該事案がマスコミ、国会及び福岡県議会にて取り上げられた (1) 令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認 めていない」旨の記事が掲載される(別添9) (2) 同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるかとの立憲民 主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行ったことにより、本提案に対する所管府省の考え方が明らかになった。この答弁を受けて同 議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある」旨を指摘した上で、上記(1)の件を取り上 げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言(別添10) (3) 同年12月7日、第4回福岡県議会定例会の代表質問において、民主県政クラブ県議団・中嶋玲子議員から暴力団が絡む宗教法人、または、宗教団体 の目的を逸脱した行為に対し国への要望など、今後どのように対応するのか質問があり、服部誠太郎福岡県知事から同提案募集などにおいて、平成30年 度から暴力団員等を排除する規程の追加について要望しており、今後も継続して要望したいと答弁があった。(別添11)	令和4年にも同様の提案があり、当時、求める措 置の実現により支障が解消するかどうか不明確で あり、制度改正による効果等が具体的に示されて いないものとして整理していた。本提案について は、提案団体と調整した結果、その後の事情の変 化や新たな支障事例等など、改めて議論すべき論 点が示されておらず、改正の必要性や具体的な支 障等が明確に示されていないため